

令和 8 年 9 月 1 1 日

市内専用水道設置者 様

三郷市クリーンライフ課長
(公印省略)

令和 8 年度(上半期)水道における
PFOS 及び PFOA に関する検査の実施状況調査について (調査依頼)

日頃より、環境保全の推進につきましては、多大なるご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、別添のとおり、令和 8 年 9 月 2 日付事務連絡文書で国土交通省及び環境省より検査の実施状況調査の依頼がありました。

つきまして、専用水道の設置者におかれましては、令和 8 年 9 月 30 日までに E-mail 又は FAX でご回答頂けますよう、お願い致します。

調 査 名：令和 8 年度(上半期)水道における PFOS 及び PFOA に関する検査の
実施状況調査

回答方法：添付資料の該当箇所に記入の上、下記の連絡先に E-mail 又は FAX
でご回答願います。

回答資料：令和 8 年度(上半期)水道における PFOS 及び PFOA に関する検査の
実施状況調査(PDF)

※エクセルシートを送付希望の方は、下記連絡先までご連絡を頂
き、ご指定の E-mail アドレスへ別途資料送付させていただきます。

回答連絡先：三郷市市民生活部クリーンライフ課環境保全係

回答期限：令和 8 年 9 月 30 日 (水) 16:30 まで

《問い合わせ先》

三郷市市民生活部クリーンライフ課環境保全係
担当 木下

TEL：048-930-7716 (直通)

FAX：048-930-7115

E-mail:cleanlife@city.misato.lg.jp

はじめに、[▼]をクリックして、市町村名を選択してください。

M列～AA列を入力してください。
すでに廃止の連絡をいただいている施設・国設置施設は
入力不要です。（灰色・藍色行）

○列～Y列は、どれか一か所に「○」を入力してください。

Z列は、あくまで「浄水の検査結果」についてです。
※原水については報告不要です。

令和8年度(上半期)水道におけるPFOS及びPFOAに関する検査の実施状況調査

市町村名	施設名	施設所在地	原水の種別	存続・廃止 (R8年9月現在)	自己水あり・ 受水のみ	令和8年4月～9月において 検査実施済みの施設の検査頻度	令和8年4月～9月において 検査未実施施設の検査頻度	令和9年4月～9月において 検査未実施施設の検査頻度	備考 (特になければ 記入不要)
三郷市	みさと団地第一住宅	三郷市彦成3-8-23	受水			3か月1回 (検査回数 減)	3か月1回 (検査回数 減)	3か月1回 (検査回数 減)	汚水で水質基準値 の超過が確認され た施設
三郷市	みさと団地第二住宅	三郷市彦成3-12-8	受水						
三郷市	みさと団地第三住宅	三郷市彦成3-13-13	受水						
三郷市	三郷早稲田団地第五住宅	三郷市早稲田4-2-1	受水						
三郷市	みさと団地賀賀住宅	三郷市彦成4-184	受水						
三郷市	第一屋製パン(株) 金町工場	三郷市高州4-83	深井戸						
三郷市	医療法人財団 健和会 健和クリニック	三郷市鹿野4-510-1	深井戸・受水						

[illegible]

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 2 日

各 { 都道府県
市
特別区 } 水道行政担当部（局）御中
(各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課
環境省水・大気環境局環境管理課

令和 8 年度（上半期）水道における PFOS 及び PFOA に関する検査の実施状況調査について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り御礼申し上げます。

PFOS 及び PFOA については、令和 8 年 4 月 1 日から水道水質基準化され、水道事業者等における水質基準値の遵守と水質検査の実施が義務付けられたところです。

PFOS 及び PFOA に関する水質検査の実施状況については、令和 6 年 5 月 29 日付け事務連絡「水道における PFOS 及び PFOA に関する調査について」及び令和 7 年 5 月 16 日付け事務連絡「水道における PFOS 及び PFOA に関するフォローアップ調査について」により、調査を実施してきたところですが、今般、PFOS 及び PFOA が水道水質基準化されたことを踏まえ、今年度上半期において水質検査が確実に実施され、水道水質の安全性が確保されていることを確認するため、実施状況に関する調査を行うこととしましたので、御協力をお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者に、各市及び特別区におかれましては、貴管内の専用水道の設置者に確認し、別添の回答様式に記入の上、各都道府県を通じて（専用水道については市、特別区の結果も都道府県で取りまとめて）各地方整備局等水道係の示す期限までに各地方整備局等に御報告願います。本調査結果につきましては、取りまとめの上、水道事業者等（専用水道の設置者を除く）の名も含めて公表する予定としておりますので、御承知おき願います。

特に、令和 8 年度に初めて PFOS 及び PFOA の水質検査を行う水道事業者等におかれましては、検査の結果、水質基準値を超過していることが確認された場合は、速やかに令和 8 年 3 月 27 日に国土交通省が公表した「水道事業者等による PFOS 及び PFOA 対応マニュアル」を参考に、適切な対応を図って頂きますようお願いいたします。なお、全量受水の事業者、簡易水道事業者及び専用水道の設置者におかれましては、PFOS 及び PFOA の検査結果等に応じて、検査回数を軽減できる措置も規定されています。つきましては、これらも留意しながら適切に水質検査を実施して頂きますよう重ねてお願いいたします。

(水道事業者等によるPFOS及びPFOAの対応に関すること)

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課及び各地方整備局等

TEL : 03-5253-8111 担当 : 加藤、内間 (内線 : 34439)

E-mail : hqt-shidoushitsu@ki.mlit.go.jp

(水質基準、水質検査に関すること)

環境省水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室

TEL : 03-5521-8300 担当 : 服部、鈴木

E-mail : suido-suishitsu@env.go.jp